

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2018年1月31日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都千代田区西神田三丁目2-1
不動産投資信託証券発行者名	投資法人みらい (コード： 3476 )
代表者の役職・氏名 ( 署 名 )	執行役員 菅沼 通夫 菅沼通夫

当法人の執行役員である 菅沼 通夫 は、当社の2017年5月1日から2017年10月31日までの第3期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）の規定及び本投資法人の規約に従い、三井物産・イデラパートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用に係る業務及び有価証券報告書の作成等、開示に係る業務を委託しております。また、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務は三井住友信託銀行株式会社に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を税理士法人平成会計社（以下、三井住友信託銀行株式会社および税理士法人平成会計社を総称して「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

本投資法人の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書作成・提出のプロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び投資口に関する情報並びに資産運用会社の関係各部署より提出される業務情報等に基づいて、資産運用会社の業務部が原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る掲載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、新日本有限責任監査法人による監査を受けて作成しております。なお、作成された有価証券報告書は、資産運用会社の代表取締役社長が承認の上、執行役員である私が投資法人役員会に報告をした上で提出されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 開示に係る業務を委託している資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。

- (2) 本投資法人の財務内容について、開示に係る業務を委託している資産運用会社より、一般事務受託者作成の会計帳簿等の関係資料に基づく報告を定期的に受けており、有価証券報告書の作成体制に問題がないことを確認していること。
- (3) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (4) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人により、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）第 193 条の 2 第 1 項に規定する監査証明を受領していること。
- (5) 税理士法人平成会計社により、税務に関する事項についての助言及び確認を得ていること。
- (6) 長島・大野・常松法律事務所より、有価証券報告書の作成に際しての金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号、その後の改正を含みます。）に対する適正性についての助言及び確認を得ていること。

以 上